

第1回厚生科学審議会	参考
医薬品販売制度改正検討部会	資料
平成16年5月14日	5

## 薬学教育制度及び薬剤師国家試験制度 の見直しについて

# 薬学教育制度及び薬剤師国家試験制度の見直しについて

## 【背景及び必要性】

- 医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の安全使用といった社会的要請に応え、医療の担い手として、質の高い薬剤師が求められている。
- この社会的要請に応えるためには、大学の薬剤師養成のための薬学教育において、教養教育、医療薬学、実務実習を充実した教育課程の編成により、臨床に係る実践的な能力を培うことが必要。
- そのためには、現行の4年間の大学における薬学教育では十分ではなく、6年間の教育が必要。

## 【制度見直しのポイント】

### 学校教育法の改正（文部科学省）

大学の薬学を履修する課程のうち、薬剤師の養成を目的として、臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とする目的とする課程については、その修業年限を6年とする。

（併せて、研究者の養成など多様な人材の養成を目的とする修業年限4年の課程も存置）

### 薬剤師法の改正（厚生労働省）

学校教育法の改正に伴い、修業年限6年の大学の薬学を履修する課程を修めて、卒業した者に薬剤師国家試験受験資格を与える。

ただし、新制度へ円滑に移行するための経過的取り扱いとして、平成29年度まで（法施行後12年間）に薬学の4年制課程に入学し、その後、薬学の修士課程を修了した者が、一定の要件を満たす場合には、受験資格を付与する。

## 【制度導入期日（法施行日）】

- 平成18年4月1日（改正学校教育法、改正薬剤師法とも）  
※ 施行期日前に大学に在学し、薬学の課程を履修している者は、4年の課程の卒業により受験資格が付与される。

# 薬剤師国家試験受験資格の付与について

## 1. 基本

受験資格は6年制課程を修めて卒業した者に付与する。

## 2. 制度施行時における経過的な取扱い

新制度への円滑な移行を図るため、経過的な取扱いとして、次のとおり受験資格を付与する。

### (1) 対象者

新4年制課程を卒業し、修士課程を修了している者。

### (2) 要件

① 新4年制課程を卒業するにあたり履修していない教育内容であって、6年制課程を修了するために必要なもの（主として実務実習を含む医療薬学）を追加履修していること等。

② 受験資格付与に当たっては、厚生労働大臣が個別に認定すること。

### (3) 時限措置

制度施行後12年分（新制度による国家試験開始後6年分）の入学生に限るものであること。

### (4) 法制上の位置付け

附則に規定。